

審 第 1 7 0 7 号
答 申 第 2 1 5 号
平成30年11月20日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年2月17日付け公委（○警）発第○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第192号

平成28年2月1日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定（平成28年1月8日付け○警発第○○号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年1月8日付け○警発第○○号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年12月21日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成○○年○○月○○日○○駅近くの居酒屋『○○○○』でトラブルになった後、○○警察署で飲酒検知されたときの結果が分かる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、以下の行政文書を特定し、本件決定を行った。
 - ア「保護取扱カード（平成○○年○○月○○日付けのもの）」（以下「本件文書1」という。）
 - イ「被保護者観察表（平成○○年○○月○○日付けのもの）」（以下「本件文書2」という。）
 - ウ「飲酒検知管用封筒（平成○○年○○月○○日付けのもの）」
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年2月1日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成28年2月17日付け公委（○警）発第○号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において以下のとおり記載している。
 - ア 審査請求の趣旨
本件決定の取消しを求める。
 - イ 審査請求の理由
私飲酒の110番通報者に、○○警と名乗り、居酒屋○○○○で飲酒させ、○○市○○○○○○○○店外路上で、署員男が私に対し暴行傷害、口鼻を塞ぎ、殺して消し去ってもよい、口述直後に、刑事男三名が、人命救助（女性刑事も含む）本署へ搬送。署員男2，000円支払い、飲酒させた人物は暴行傷害の目的、○○警

は計画組織犯行、私飲酒者を被保護者取扱い被保護者観察表等を記録、不開示部は、刑事・民事両面の証人に該当する。

(2) また、審査請求人は、意見書においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア 入店禁止を言い渡された居酒屋での飲食を回避していたにも関わらず、〇〇警察署の刑事がその居酒屋に行くことを強要したとする点。

イ 警察車両で審査請求人を〇〇警察署へ搬送した後に飲酒検知を強要したとする点。

ウ 居酒屋店主と〇〇警察署刑事は以前から面識があり、審査請求人を畏にはめたとする点。

エ 〇〇警察署は2回に渡って告訴状を不受理とし、〇〇警察署刑事を不当擁護したが、千葉県警察本部刑事部捜査第一課は告訴状を受理したとする点。

4 諮問実施機関の説明要旨

理由説明書において、諮問実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 不開示情報について

本件文書1及び本件文書2には、条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則(平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。)に該当する警部補以下の警察官の氏名の記載があったため、部分開示決定とした。

(2) 本件文書の性質等について

ア 本件文書1

(ア) 実施機関においては、保護取扱いに関する訓令(昭和48年本部訓令第23号。以下「保護訓令」という。)第22条により「保護された者を取り扱ったときは保護取扱カードに所要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、警察官が保護に着手した場合は、当該保護に係る保護取扱カードを作成している。

(イ) 保護カードの所要事項は、「保護取扱者」、「保護着手日時」及び「保護着手場所」、「保護解除日時」、「保護解除担当者」等で構成されている。

イ 本件文書2

(ア) 保護訓令第8条第1項及び第3項により、「保護主任者は、被保護者を保護室に収容するに当たって被保護者の疾病、負傷等の有無を綿密に観察しなければならない。」「第1項の観察は、被保護者観察表によって行い、その結果を記録しておかなければならない」として規定しており、保護に着手した際は、被保護者の負傷、身体の状態等の観察結果を詳細に記録するため、保護取扱カードとともに、被保護者観察表を作成することとしている。

(イ) 被保護者観察表の所要事項は、「観察日時」、「被保護者」及び「観察者氏名」等で構成されている。

(3) 不開示部分及び理由について

ア 本件文書 1

「保護取扱者欄」及び「保護解除担当者欄」の氏名並びに「保護取扱者欄」、「保管物品欄」及び「保護解除担当者欄」の印影は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当することから当該部分を不開示とした。

イ 本件文書 2

「観察者氏名欄」の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当することから、当該箇所を不開示とした。

(4) 本件決定の妥当性について

ア 条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則について

(ア) 条例第 17 条第 2 号は、個人のプライバシーを最大限に保護するとし、同号前段では、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを定めている。

(イ) 一定の除外理由として、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」について開示することを規定した上で、ただし書において「(警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。)」と定めている。

(ウ) 「警察職員であって規則で定めるものの氏名」について、警察職員規則では、第 1 号「警部補以下の階級にある警察官」、第 2 号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。したがって、本件文書で不開示とした氏名等は、すべて「警察職員であって規則で定めるものの氏名」であり、条例第 17 条第 2 号ただし書ハには該当せず、条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当するため不開示としたものである。

イ 審査請求人の主張について

審査請求人の、「民事・刑事裁判の証人として不開示部分を知る必要がある。」との申立てについては、本件決定に何らの影響を及ぼすものではなく、審査請求人の主張は認められない。

(5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えます。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の対象文書及び不開示情報について

ア 本件文書 1 及び本件文書 2 は、実施機関が、審査請求人に対し警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 3 条第 1 項による保護を行った際の対応状況を記録した行政文書であり、本件決定において不開示とされた情報は、当該保護を担当した警察職員の氏名及び印影（以下「本件不開示情報」という。）である。

イ 本件不開示情報について、諮問実施機関は、条例第17条第2号に該当し不開示が妥当である旨を主張するので以下検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件不開示情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

イ そして、本件不開示情報における警察職員は、警察職員規則第1号に規定する「警部補以下の階級にある警察官」であるため、その氏名については条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、その他、同号ただし書イ、ロ若しくはニに該当する特段の事情も認められない。

ウ よって、本件不開示情報は、条例第17条第2号に該当し不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 2月17日	諮問書の受理
平成28年 3月31日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成28年 7月25日	意見書の受理
平成30年 7月25日	審議（平成30年度第4回第2部会）
平成30年 9月28日	審議（平成30年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者